相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長野県上田市常磐城二丁目一二七二番地、最後の住所長野県上田市常磐城二丁目七番四号　被相続人　亡　滝澤　重夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年八月四日

長野県上田市中央西二丁目五番二号

相続財産管理人　司法書士　近藤　昭夫

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長野市松代町西条六〇番地、最後の住所長野市松代町西条三七四八番地三

被相続人　宮澤　保夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年八月四日

長野市若里一丁目一九番二七号

相続財産管理人　弁護士　金子　肇

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪市都島区大東町一丁目三七番地の三、最後の住所大阪市都島区大東町一丁目八番七号　被相続人　亡　花崎　武志

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年八月四日

大阪市北区西天満五丁目一一番七号サンク西天満三階　相続財産管理人　法常　格

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍香川県綾歌郡宇多津町二六九〇番地、最後の住所奈良県奈良市富雄元町一丁目三番一六―三号　被相続人　亡　大石　陽子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年八月四日

奈良市西大寺栄町三番二三号サンローゼビル四階秋篠法律事務所

相続財産管理人　弁護士　山口　宣恭

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍和歌山県新宮市新宮三九三番地、最後の住所和歌山県新宮市新宮三七五〇番地の四

被相続人　亡　湯之戸新太

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年八月四日

和歌山県新宮市千穂三丁目三番二号

相続財産管理人　司法書士　山門　隆久

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岡山県岡山市東区金岡東町二丁目一四四三番地、最後の住所岡山県岡山市東区金岡東町二丁目一三番一八号

被相続人　亡　大場　信正

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年八月四日

事務所岡山市北区弓之町八番一七号種田和英法律事務所

相続財産管理人　弁護士　種田　和英

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島県安芸郡府中町鹿籠二丁目五三七八番地、最後の住所広島市東区温品七丁目一七番一五号　被相続人　亡　西本　義博

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年八月四日

事務所広島市東区戸坂出江二丁目七番二〇号　相続財産管理人　松村　謙介

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍熊本県上益城郡山都町八木四五番地、最後の住所熊本県阿蘇郡南阿蘇村大字河陽四四六三番地　被相続人　亡　佐藤　富男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年八月四日

事務所熊本県阿蘇郡高森町大字高森一六〇九番地一ＮＴＴ西日本高森ビル一階　法テラス高森法律事務所

相続財産管理人　弁護士　細谷　文規

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍熊本県八代市松江本町一七八番地、最後の住所熊本県八代郡東陽村大字南一六〇二番地　被相続人　亡　谷口なほみ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第30条及び宅地建物取引業者営業保証金規則第８条の規定により次のとおり公告します。

下記の者に係る営業保証金につき宅地建物取引業法第27条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内にその債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所氏名又は名称を記載した申出書２通を下記提出先に提出して下さい。前記の申出書の提出がないときは、下記の者に係る営業保証金は同人に返還されます。

平成22年８月４日

記

［掲載順序］

①商号又は名称　②免許証番号　③（代表者の）氏名　④事務所の所在地　⑤営業保証金の額　⑥申出書提出先　⑦掲載者住所、商号又は名称及び氏名

①ユニファイド・パートナーズ株式会社　②東京都知事(1)84788　③代表取締役　清水通徳　④東京都中央区日本橋一丁目５番３号　⑤1000万円　⑥東京都知事　⑦東京都中央区日本橋一丁目５番３号　ユニファイド・パートナーズ株式会社　代表取締役　清水通徳

①株式会社佐藤秀工務店　②東京都知事(9)36078　③代表取締役　佐藤秀雄　④東京都江戸川区北小岩八丁目４番21号　⑤1000万円　⑥東京都知事　⑦東京都江戸川区北小岩八丁目４番21号　株式会社佐藤秀工務店　代表取締役　佐藤秀雄

①セキスイハイム近畿株式会社　②国土交通大臣(2)6104　③代表取締役　原田義人　④主たる事務所　大阪市淀川区宮原一丁目６番１号、廃止した従たる事務所　大阪市淀川区宮原一丁目６番１号　⑤500万円　⑥近畿地方整備局長　⑦大阪市淀川区宮原一丁目６番１号　セキスイハイム近畿株式会社　代表取締役　原田義人

平成二十二年八月四日

熊本市新屋敷一丁目二六番一―一一〇三号、事務所熊本県八代市西松江城町二番二八号

相続財産管理人　弁護士　宮川　輝之

無縁墳墓等改葬公告

墓地整備の為に無縁墳墓等について改葬する事となりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。尚、期日迄にお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知下さい。

平成二十二年八月四日

一、墳墓等所在地　神奈川県横浜市港北区菊名五丁目四番四〇号

一、墳墓等の名称　蓮勝寺墓地

一、死亡者の本籍及び氏名　不詳

一、改葬を行おうとする者　神奈川県横浜市港北区菊名五丁目四番四〇号　宗教法人蓮勝寺　代表役員　柴田　哲彦